

令和3年度 中小企業等外国出願支援事業

「外国出願」企業募集のご案内

(公財)岡山県産業振興財団では、県内中小企業者等の海外展開に向けた支援の一環として、基礎となる国内出願（特許、実用新案、意匠、商標）と同内容の外国出願にかかる費用の半額を助成します。

「補助率及び補助限度額」

補助率 補助対象経費の1/2以内

補助額 1企業に対する1会計年度内の上限額：300万円

案件ごとの上限額：特許150万円

実用新案・意匠・商標60万円

冒認対策商標30万円

公募期間

令和3年5月17日（月）～6月4日（金）午後5時まで（必着）

事前相談について

中小企業等外国出願支援事業の申請書提出にあたっては、先行技術調査結果や登記簿、決算書の提出が必要など、申請要件がいくつかありますので、事前に担当者までご相談頂きますようお願いいたします。

補助対象となる特許等

既に日本国特許庁に出願済みの「特許」「実用新案」「意匠」「商標」を活用して、海外展開を図るために外国へ出願する事業です。但し交付決定日以降、令和4年1月31日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了後、実績報告書の提出ができるものに限ります。

補助対象企業

県内に主たる事業所を有する中小企業者等

補助対象経費

外国特許庁への出願に要する出願手数料、弁理士費用、翻訳料など。

【留意事項】

※補助対象経費のうち、交付決定日から令和4年1月31日までに支出が完了した経費が補助対象となります。交付決定日前に要した経費は、補助対象なりません。

※実績報告書（様式6）を提出する期限は、外国特許庁へ出願後30日以内もしくは、令和4年1月31日のいずれか早い日までに提出する必要があります。

※補助対象外費用：国内出願費用、日本国特許庁へのPCT出願費用（国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等）、日本国特許庁への国際商標登録出願の手数料、前述の費用に係る弁理士費用等。

※補助額は、消費税及び地方消費税を除きます。また、審査結果等により申請額を減額して交付決定することがあります。

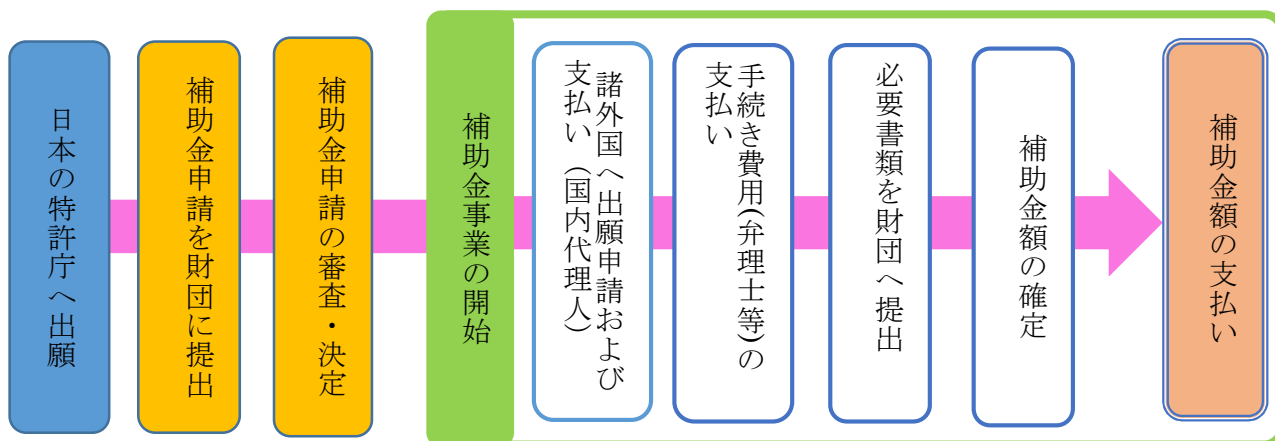
申請方法

岡山県知財総合支援窓口ホームページ掲載の申請書をダウンロードして必要事項を記入のうえ提出ください。（申請をご検討の方は必ず事前にご相談ください。）

選考方法等

企業の選定にあたっては、審査委員会で選考のうえ、適宜決定する予定です。審査の経過や内容に関するお問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

手続きの流れ（※支払いの流れも留意）



お問い合わせ先・申請書提出先

(公財)岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 知的財産支援課 担当：美甘、末廣
〒701-1221 岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山3F
TEL 086-286-9711 FAX 086-286-9706 E-mail chizai@optic.or.jp